

# 町会・自治会デジタル化推進助成金交付要綱

令和 7 年 5 月 9 日  
7 生 都 地 第 330 号  
生活文化局長決定  
一部改正 令和 8 年 3 月 31 日  
7 生 都 地 第 1819 号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都が町会・自治会が地域において行うデジタル化の推進を広域で後押しし、町会・自治会運営の活性化や効率化を図ることができるよう支援していくことを目的に実施する、町会・自治会デジタル化推進助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、必要な事項について定める。

## (定義)

第2条 この要綱において「地縁団体」とは、いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体をいう。

2 この要綱において「単一町会」とは、区市町村において町会・自治会として登録・把握されている区市町村内の単一の地縁団体をいう。

3 この要綱において「電子回覧板」とは、スマートフォン等のアプリケーションを用いて、町会・自治会の会員である住民に対して連絡やお知らせなどの情報を伝達し、共有するコミュニケーションのためのツールをいう。

4 この要綱において「QRコード決済」とは、スマートフォン等のアプリケーションを用いて、カメラでQRコードを読み取り、支払うことができる決済システムをいう。

## (助成事業)

第3条 助成の対象とする事業（以下「助成事業」という。）は、都内において単一町会が行う第1条に規定するデジタル化の推進のための事業であり、次に掲げる（1）及び（2）とする。

- （1）電子回覧板を用いた情報の伝達・共有
- （2）QRコード決済等のインターネットを介した決済手法（以下「QRコード決済等」という。）を用いた町会・自治会等の活動を支えるための費用等の徴収

## (助成対象者等)

第4条 この要綱において、助成を受けることができる者は、単一町会とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

- （1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）団体の代表者、役員又はその他の構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- （3）この要綱による助成を受けている期間が12か月を超える者

## (助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第3条に規定する助成事業の実施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

なお、本経費は、年度の末日までに支払いが完了した経費を対象とする。

また、助成金の対象は、最大12か月分の経費とする。

- （1）電子回覧板の導入に必要な初期費用及び利用料
  - （2）QRコード決済等の利用に必要な初期費用、サービス利用料及び決済手数料
- 2 次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。
- （1）個人の利用に留まるもの又は個人の利用と町会活動での利用を切り分けることのできないもの

- (2) 事業の実施内容と比較して、社会通念上著しく高額と認められるもの
- (3) 町会・自治会のデジタル化推進のための直接的経費と認められないもの
- (4) 前項(2)については、単一町会が実施する行事等での販売に伴う金銭や募金における金銭の授受等により発生したもの

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とする。

なお、千円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

2 助成金は、確定払とする。

(助成対象期間)

第7条 助成対象期間は、申請があった年度の4月1日から3月31日までとする。

(助成の申請)

第8条 助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、毎年度別に定める日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する事業を実施するために提供されるサービスの内容と第5条第1項で規定する経費等を確認することができる書類等
- (2) 団体の会則及び町会・自治会等の活動を支えるための費用等を定めている書類
- (3) 団体の役員名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 知事は、第8条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、助成を受けようとする者が第4条に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 4 知事は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により、また、交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に対してそれぞれ通知するものとする。

(申請の撤回)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、第9条第4項の規定による通知を受領した場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 知事は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(変更承認申請)

第12条 助成事業者は、次の(1)又は(2)に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書(別記第4号様式)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 電子回覧板・QRコード決済等の事業者を変更、追加しようとするとき
- (2) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき

2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認通知書(別記第5号様式)により、また、承認しないことを決定したときは変更不承認

通知書（別記第 6 号様式）により、それぞれ通知する。

（事故報告）

第 1 3 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 1 4 条 助成事業者は、知事から助成事業の遂行状況等について報告を求められたときは、速やかに書面により報告しなければならない。

（事業の遂行命令）

第 1 5 条 知事は、第 1 4 条に規定する報告及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 知事は、助成事業者が前項に規定する命令に違反したときは、助成事業者に対し、助成事業の一時停止を命じることができる。

3 知事は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命じた場合において、助成事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに採らないときは、第 1 9 条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（実績報告）

第 1 6 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は当該事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第 7 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

（1）助成事業者が助成対象経費を負担したことを証する書類等

（2）その他完了を確認するために知事が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第 1 7 条 知事は、第 1 6 条の規定による実績報告書を受けた場合において、当該助成事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に助成金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により通知する。

2 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

（是正のための措置）

第 1 8 条 知事は、第 1 7 条の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項に規定する命令により必要な処置をした場合においても、第 1 6 条に規定する実績報告は行わなければならない。

（決定の取消し）

第 1 9 条 知事は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2）助成金を他の用途に使用したとき。

（3）助成事業を中止又は廃止したとき。

（4）第 1 2 条第 1 項に規定する承認を受けずに助成事業の内容を変更したとき。

- (5) その他助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- (6) 交付を受けた団体（代表者、役員又はその構成員を含む。）が、第4条（2）に規定する暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 2 前項1の規定は、交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。
- 3 知事は、第1項の規定により取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知する。

（助成金の返還）

第20条 知事は、第19条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであつて、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項（1）の報告書の提出があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第21条 助成事業者は、第19条1（1）、（2）、（4）、（5）及び（6）の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第22条 第21条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（経費区分及び帳簿等の整理保管）

第24条 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経理と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

（その他）

第25条 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。